



学校教育におけるボランティア活動の位置付け（学校教育法）

学校教育法では、小、中、高等学校等において、ボランティア活動など社会奉仕体験活動の充実に努めることとされている。

◎学校教育法（昭和22年法律第26号）（抜粋）

第二十一条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 学校内外における社会的活動を促進し、**自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。**

二～十 （略）

第三十条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において**第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。**

② （略）

第三十一条 小学校においては、前条第一項の規定による目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特に**ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。**この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

第四十九条 第三十条第二項、**第三十一条**、第三十四条、第三十五条及び第三十七条から第四十四条までの規定は、**中学校に準用する。**この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第四十六条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第四十六条」と読み替えるものとする。

第六十二条 第三十条第二項、**第三十一条**、第三十四条、第三十七条第四項から第十七項まで及び第十九項並びに第四十二条から第四十四条までの規定は、**高等学校に準用する。**この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第五十一条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第五十一条」と読み替えるものとする。

◎学校教育法の一部改正について（平成13年7月11日文科初第466号）（抜粋）

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校及び養護学校について、各学校種の教育目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童生徒の体験的な学習活動、**特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする**とともに、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならないとしたこと。

また、学校教育法の改正とあわせて社会教育法を改正し、教育委員会の事務として、青少年に対する体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関することを規定しており、これは、学校教育と社会教育とが相まって体験活動を促進していく趣旨であること。



学校教育におけるボランティア活動の位置付け（小中学校）

小・中学校の学習指導要領において、総合的な学習の時間や特別活動で、ボランティア活動を取り扱っている。

◎小学校学習指導要領（平成29年告示）（抜粋）

第1章 総則／第6 道徳教育に関する配慮事項

3 学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、集団宿泊活動や**ボランティア活動**、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、生徒の日常生活に生かされるようにすること。

第5章 総合的な学習の時間／第3 指導計画の作成と内容の取扱い／2

(4) 自然体験や**ボランティア活動などの社会体験**、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。

第6章 特別活動／第2 各活動・学校行事の目標及び内容〔学校行事〕／2 内容

(5) 勤労生産・奉仕的行事

勤労の尊さや生産の喜びを体得するとともに、**ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるようにすること。**

◎中学校学習指導要領（平成29年告示）（抜粋）

第1章 総則／第6 道徳教育に関する配慮事項

3 学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、職場体験活動や**ボランティア活動**、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、生徒の日常生活に生かされるようにすること。

第4章 総合的な学習の時間／第3 指導計画の作成と内容の取扱い

(4) 自然体験や職場体験活動、**ボランティア活動などの社会体験**、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。

第5章 特別活動／第2 各活動・学校行事の目標及び内容

[生徒会活動]／2 内容

(3) **ボランティア活動**などの社会参画

地域や社会の課題を見だし、具体的な対策を考え、実践し、地域や社会に参画できるようにすること。

[学校行事]／2 内容

(5) 勤労生産・奉仕的行事

勤労の尊さや生産の喜びを体得し、職場体験活動などの勤労観・職業観に関わる啓発的な体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、**ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるようにすること。**



学校教育におけるボランティア活動の位置付け（高等学校）

高校では、学習指導要領に基づく高校の教育活動としてのボランティア活動のほか、学校外のボランティア活動について、校長の判断により単位を認定できる。

◎高等学校学習指導要領（平成30年告示）（抜粋）

第1章 総則／第1款 高等学校教育の基本と教育課程の役割／

4 学校においては、地域や学校の実態等に応じて、就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導を適切に行うようにし、勤労の尊さや創造することの喜びを体得させ、望ましい勤労観、職業観の育成や社会奉仕の精神の涵養に資するものとする。

第1章 総則／第7款 道德教育に関する配慮事項／

3 …就業体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。

第4章 総合的な探究の時間／第3 指導計画の作成と内容の取扱い／

(6)自然体験や就業体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。

第5章 特別活動／第2 各活動・学校行事の目標及び内容／

〔生徒会活動〕／2 内容／(3) ボランティア活動などの社会参画

地域や社会の課題を見だし、具体的な対策を考え、実践し、地域や社会に参画できるようにすること。

〔学校行事〕／2 内容／(5) 勤労生産・奉仕の行事

勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、就業体験活動などの勤労観・職業観の形成や進路の選択決定などに資する体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるようにすること。

第5章 特別活動／第3 指導計画の作成と内容の取扱い／1／(2)

ウ 家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。その際、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験的な活動や就業体験活動などの勤労に関わる体験的な活動の機会をできるだけ取り入れること。

◎学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）（抜粋）

第九十八条 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う次に掲げる学修を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

一～二 (略)

三 ボランティア活動その他の継続的に行われる活動（当該生徒の在学する高等学校の教育活動として行われるものを除く。）に係る学修で文部科学大臣が別に定めるもの

◎平成10年文部省告示第41号（抜粋）

3 省令第98条第3号の別に定める学修は、次に掲げる活動に係る学修で 高等学校教育に相当する水準を有すると校長が認めたものとする。

一 ボランティア活動、就業体験その他これらに類する活動

二 (略)



学校教育におけるボランティア活動の位置付け（大学等）

大学等においては、それぞれの大学等が、自ら掲げる教育理念・目的に基づき、カリキュラムなどの教育内容を自主的・自律的に編成することとされ、これに基づいた授業を行い、単位を付与している。

一方、東日本大震災発生時や令和元年東日本台風の際などの大規模災害発生時には、文部科学省から大学等に対して、各大学等の判断により、ボランティア活動を授業の一環と位置付け、単位を付与できることをあらためて周知するとともに、ボランティアのために休学する学生への配慮等を要請している。

◎令和元年第台風19号に伴う学生・生徒のボランティア活動について(通知)(令和元年10月16日元文科高第568号)(抜粋)

今後、今般の令和元年台風第19号に係る災害復旧の進捗状況に応じて、ボランティア活動への参加を希望する学生・生徒が出てくることが見込まれます。

学生・生徒が、大学等（高等専門学校・専修学校・各種学校を含む。以下同じ。）の内外において、**学修成果等を活かしたボランティア活動を行うことは、将来の社会の担い手となる学生・生徒の円滑な社会への移行促進の観点から意義があるものであることから**、被災地等でボランティア活動を希望する学生・生徒が、安心してボランティア活動に参加できるよう、下記の諸点にも配慮して、引き続き学生・生徒への指導等をよろしくお願い申し上げます。

各都道府県知事及び各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管又は所轄の専修学校及び各種学校に対して、管下に専修学校を置く各国立大学長におかれては、管下の専修学校に対して、厚生労働省医政局長及び社会・援護局長におかれては、所管の専修学校に対して、このことについて周知いただきますようお願いいたします。

記

1. ボランティア活動のための修学上の配慮

ボランティア活動参加者に対し、**補講・追試の実施やレポートの活用による学修評価、休学した場合のきめ細かな履修対応**などを通じ、学生・生徒がボランティア活動に参加しやすい環境作りに配慮すること。

各大学等の判断により、**ボランティア活動が授業の目的と密接に関わる場合は、ボランティア活動の実践を実習・演習等の授業の一環として位置付け、単位を付与すること等ができること。**

また、専修学校の高等課程又は専門課程にあたっては、当該ボランティア活動自体を、当該高等課程又は専門課程の授業科目の履修と見なすことができること。

ボランティア活動のため休学する場合、**その期間の学費の取扱など学生・生徒の便宜のための必要な配慮を図ることが考えられること。**

2. ボランティア活動に関する安全確保及び情報提供

ボランティア活動は内容によっては危険を伴うものもあることから、参加する学生・生徒に対し、避難情報等を把握した上で活動に参加するよう十分な注意を促すとともに、事前に安全管理の徹底やボランティア保険等（参考1「学生ボランティア活動に関わる保険の例」参照）への加入を呼びかけるなど適切な指導に努めること。（以下、省略）